

報告第16号

専決処分の報告について《道路管理瑕疵による事故（R2.10.30 網野町俵野）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月24日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第16号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月14日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市網野町俵野地内において発生した道路管理瑕疵による事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和2年10月30日、京丹後市網野町俵野地内の市道俵野砂山線において、外れていたL型側溝に足を踏み入れたために転落し、怪我をされたことにより損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 388,730円

3 損害賠償の相手方 京都府京丹後市在住 個人